

# 福島県除草機械貸出要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、福島県が保有する除草機械の貸出に関して必要な事項を定め、河川及び道路等において官民連携による清掃活動や美化活動及び維持管理作業の推進を図ることを目的としている。

## (貸出対象除草機械)

第2条 貸出対象除草機械は、別表1のとおりとする。

2 除草機械を保有する建設事務所長又は土木事務所長（以下「貸出者」という）は、貸出対象機械をホームページ等で公表するものとする。

## (貸出対象範囲)

第3条 貸出対象範囲は以下のとおりとする。

- 一 清掃活動や美化活動に関して、福島県が定める制度により認められている団体
- 二 維持管理に関して、福島県から受託契約している者
- 三 県内各市町村
- 四 その他貸出者が認めた者

## (貸出期間)

第4条 除草機械の貸出期間は、機械を保有する貸出者と協議の上、決定する。

## (費用)

第5条 除草機械の貸出費用は、無償とする。ただし、機械のメンテナンス（刃等消耗品、エンジンオイル等）、運搬や燃料及び返却に関する費用は別表2の内容を基本とする。

## (貸出)

第6条 除草機械の貸出を受けようとする者（以下「借受者」という）は、貸出を受けようとする3か月前から5日前までに、機械を保有する貸出者へ「除草機械貸出申請書（様式1）」により申請し、許可を得るものとする。なお、申請書は2部作成し貸出者、借受者双方で保管をする。

- 2 貸出者は申請時に借受者から申請書裏面の誓約事項について、同意を得なければならない。
- 3 借受者は申請書の内容に変更が生じた場合は、速やかに内容を修正し、再申請を行うこととする。
- 4 除草機械の貸出順は原則先着順とする。
- 5 除草機械の操作及び運転等の取扱いについて、貸出者は借受者へ講習しなければならない。

(禁止事項)

第7条 借受者は除草機械について、定まった用法に従い使用しなければならない。

- 2 借受者は除草機械を転貸及び借り受けた目的以外に使用してはならない。
- 3 借受者は貸出者の許可なく除草機械の改造や修繕その他形態を変更する行為をしてはならない。

(許可の取消)

第8条 貸出者は第7条禁止事項に該当したことが確認できた場合、又はその他貸出が不適当と判断した場合は許可の取消ができる。

(除草機械の故障破損)

第9条 借受者の故意又は重過失により除草機械に故障破損が生じた場合又は除草機械を亡失した場合は、借受者の負担により修繕又は買換えを行う。

(返却)

第10条 除草機械を貸出者へ返却する場合は、貸出を受けた状態にして貸出者が指定する場所へ返却を行う。なお、貸出者は立会いにより除草機械の状態を確認しなければならない。

- 2 借受者は、除草機械の活動状況について、「除草機械使用実績一覧表（様式2）」を貸出者へ提出する。

(報告)

第11条 借受者は次の事由が生じた場合、速やかに貸出者へ報告をしなければならない。

- 一 申請書の内容を履行出来なくなった場合
- 二 除草機械に破損や故障その他異常が生じた場合
- 三 除草機械の操作により、活動従事者が傷害を負った場合
- 四 除草機械の操作により、施設や工作物等に損傷を与えた場合
- 五 除草機械の操作により、第三者に人的及び物的に被害を与えた場合

(その他)

第12条 この要綱に定めることのほか、除草機械の貸出に関して必要な事項は、貸出者が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。